

共有在庫車輛に関する仕入代行サービス利用規約

第1章 総則

(総則)

第1条 この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社カーチス（以下「当社」といいます）が運営するカーチス倶楽部（以下「本倶楽部」といいます）のウェブサイト（<http://www.carchclub.com/>、以下「本倶楽部サイト」といいます）に当社の業務提携先（以下「提携会社」といいます）が取扱う中古自動車（以下「本件車輛」といいます）の情報を掲載し、本倶楽部の会員（以下「会員」といいます）の求めに応じて本件車輛の仕入代行を行うサービス（以下「本サービス」といいます）に関する基本事項を定めるものであり、本規約に定めのない事項については、「カーチス倶楽部会員規約」の定めるところによるものとし、「カーチス倶楽部会員規約」に定めのない事項については、末尾に定める各提携会社が定める規約に従うものとします。

(共通性)

第2条 本規約は、本サービスに関する会員と当社間における個々の取引契約（以下「個別契約」といいます）に共通して適用されるものとし、万一、本規約と個別契約の定めが異なる場合には個別契約の定めが優先適用されるものとします。

第2章 在庫車輛閲覧

(在庫車輛閲覧)

第3条 当社は、本件車輛の情報を本倶楽部サイトに掲載し、会員は、これを閲覧することができるものとします。

2 本件車輛とは、次表に定める車輛を指します。

お問合せ番号 の上2桁	車輛の種類
02	BCNシステム掲載車輛
81	JAAのワンチャンスサービス掲載車輛
82	HAA神戸のワンチャンスサービス掲載車輛
83	JAA/HAA神戸のワンチャンスストック掲載車輛

(車輛状態評価書)

第4条 当社は、本件車輛の状態について記載された車輛状態評価書を本倶楽部サイトに掲示するものとします。

2 前項の車輛状態評価書に記載された内容は、本件車輛の状態を保証するものではなく、会員は、本サービスにより購入した本件車輛の状態と相違がある場合

であっても、会員は、当社に対して何らの補償を請求することはできないものとします。

第3章 仕入代行サービス

(仕入代行サービス)

第5条 会員は、本件車輛を、本倶楽部サイトに掲載された価格で購入することを当社に委託することができ、本サービスを希望する場合は、本倶楽部サイトの在庫紹介画面で当該本件車輛の概要を確認した上で、当社に対し、その旨を問い合わせるものとします。

(個別契約)

第6条 会員は、本サービスの利用を申込み場合には、都度、当社に対し、当社指定の注文書を発行するものとし、当該注文書を受領した当社が承諾の意思表示をしたときに個別契約が成立するものとします。

- 2 前項の注文を受けた当社は、速やかに提携会社に対し、当該本件車輛の注文を代行して行うものとします。
- 3 会員は、直接、提携会社と契約を締結してはならないものとします。

(代金の決済)

第7条 個別契約における代金の決済方法は、原則として現金振込みとし、会員は購入車輛価格にかかる消費税およびリサイクル預託金相当額を車輛価格に合算した金額（以下「購入代金」といいます）並びに名義変更保証金等当社が提携会社に支払う必要な費用を当社が指定する金融機関口座に振込むものとします。

- 2 会員は、前項の購入代金等の振込を個別契約成立日の翌日までに完了することとします。ただし、会員が個別契約時に当社が提供する別途定める決済方法を選択した場合はこの限りではありません。なお、振込手数料は会員の負担とします。

(本件車輛の引渡し)

第8条 会員は、本件車輛の引渡し手続および引渡し日については、当社の指定する手続および日時に従うものとし、会員による陸送会社および日時指定並びに直接の引取りはできません。なお、引渡しにかかる費用は会員の負担とします。

- 2 当社は、購入代金等の入金を確認できるまでの間、本件車輛の引渡しを拒否することができるものとします。

(譲渡書類の送付)

第9条 当社は、会員が予め指定した当該会員の店舗または事業所に宛てて、本件車輛の名義変更のために必要な書類（以下「譲渡書類」といいます）を送付するも

のとします。

- 2 前項の送付にかかる費用は当社が負担するものとします。
- 3 当社は、第7条に定める購入代金の入金を確認できるまでの間、会員に対して譲渡書類の送付を拒否することができるものとします。

(名義変更の義務)

第10条 会員は、個別契約成立の日から起算して30日を期限とし、本件車輛の移転登録または抹消登録を完了させ、また、当該期限内に当社に対して、名義変更後の自動車検査証(移転抹消登録の場合は抹消登録証明書(軽自動車の場合は自動車検査証返納証明書))の写しを送付(ファクシミリによる送信も可)しなければならないものとします。なお、ファクシミリ送信の場合は到着の有無を電話にて確認しなければならないものとします。

(名義変更前の交通違反)

第11条 名義変更前に、会員が本件車輛にて交通違反、事故等(迷惑駐車含む)を起こし旧名義人に迷惑をかけた場合、会員はペナルティとして金5万円を支払うものとし、事実判明後10日以内に名義変更を完了するものとします。なお、会員が非協力的な場合はさらにペナルティ5万円を加算します。

(譲渡書類差し替え及び再発行)

第12条 会員に於ける譲渡書類の紛失、失効及び書き損じによる差し替え、再発行については各提携会社が定めるペナルティを支払って当社に依頼するものとします。

- 2 差し替え、再発行の手続は全て当社を通じて行うものとします、万一これに反した場合は、会員は差し替え、再発行のペナルティの他に禁止行為によるペナルティとして金5万円を支払うものとします。
- 3 会員は、当社が求めた場合は自動車保管場所証明書の写しを当社に提示するものとします。

(瑕疵担保責任)

第13条 当社は、会員に対し、本件車両を現状有姿で引渡すものとします。なお、本件車両の引渡し後においては、当社および提携会社は瑕疵担保責任を負わないものとします。ただし、当社または提携会社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(解約)

第14条 個別契約成立後の会員からの一方的な解約は、原則としてこれを認めないものとします。

第4章 その他

(秘密保持)

第15条 会員及び当社は、本規約および個別契約により知り得た相手方の営業上の秘密を第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。

(禁止事項)

第16条 会員は、本サービスの利用にあたり次の各号にあげる事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本倶楽部サイトに掲載した車輛価格を当社の事前承諾なく第三者に対して知らせること
 - (2) 当社が個別契約に基づく購入代金等の入金を確認する以前に、会員が本件車輛の搬出手続きおよび当社に対して譲渡書類送付の請求を行うこと
 - (3) 会員が予め当社に届出た以外の場所を、譲渡書類の送付先として指定すること
 - (4) 本件車輛の元の名義人へ直接連絡すること
 - (5) 本件車輛の元の名義人が容易に判別できる状態で転売すること
 - (6) 本件車輛を用いて法令等に違反すること
 - (7) その他、本件車輛の元の名義人に対する迷惑行為
- 2 前項については、会員が本倶楽部の会員たる資格を失った後においても効力を有するものとします。

(解除等)

第17条 当社は、会員が次の各号に該当する場合には、何らの催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または個別契約の全部または一部を解除することができるものとし、当社が被った損害の賠償請求を行うことができるものとします。

- (1) 前条に定める禁止事項を行ったとき
- (2) 本規約または個別契約に違反し、相当期間に是正の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき
- (3) カーチス倶楽部ゴールド会員の会費等に遅延が生じた時
- (4) 仮差押、差押、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分
- (5) 民事再生手続、会社更生手続の開始、破産手続開始若しくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産手続開始の申し立てをしたとき
- (6) 監督官庁より営業停止、または営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (7) 営業の廃止若しくは変更、解散の決議をしたとき、または清算に入った

とき

- (8) 自ら振出し若しくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (9) 財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(退会後の措置)

第18条 会員が本倶楽部の会員たる資格を失った時点で、既に成立した個別契約があるときは、当社は未履行の個別契約に限り解除することができ、当社が個別契約を継続させる場合は、当該個別契約の履行が完了するまで、本規約はなお効力を有するものとします。

(免責)

第19条 当社が本倶楽部サイトに掲出する車輛のデータについて、当社がその正確性を保証するものではなく、これにより会員に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

- 2 本倶楽部サイトのサーバ、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災、保守作業、その他の理由によりサービスの中断、遅延等が発生し、その結果会員が損害を被った場合においても当社は一切の責任を負いません。
- 3 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、提携会社の都合、その他当社の責に帰することができない事由により、当社が個別契約の全部又は一部を履行できない場合は、当社はその責任を負わないものとし、会員はこれを予め了承するものとします。
- 4 本サービスは、当社による本件車輛の購入代行を保証するものではなく、会員は、本サービスにより当社が本件車輛を購入できなかった場合であっても、当社に対して何らの補償を請求することはできないものとします。

(合意管轄)

第20条 会員は、本規約および個別契約上の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(改定)

第21条 当社は、必要に応じ随時、本規約の改定を行うことができるものとし、会員は当該改定に伴い本サービスの一部が廃止されまたは本サービスの内容に変更が生じることがあることを予め了承するものとします。

- 2 会員は、本規約の改定があった場合でも、何ら異議を唱えず、当社に対して一切の損害賠償等の請求をしないものとします。
- 3 当社は、本規約に改定があった場合は、本倶楽部サイトに掲出することをもって告知するものとし、当該掲出をもって効力が発生するものとします。

制 定：2014年 2月 1日